



秋の「安全・安心まちづくり旬間」のお知らせ

◆ 秋の「安全・安心まちづくり旬間」とは

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、官民一体となった各種犯罪の抑止対策を集中的に展開する期間であり、県民の皆さんの自主防犯意識の向上を図ることで、安全で安心して暮らせる青森県の実現を目指します。



期間：10月11日（金）から10月20日（日）までの10日間



活動重点

- 1 子供と女性の犯罪被害防止
- 2 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- 3 鍵掛けの励行による窃盗被害防止
- 4 万引き防止



夕暮れ、夜間の交通事故を防止しよう

これからの季節は、日没が早まり、夕暮れから夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあります。



ドライバーの皆さんは、早めのライト点灯を心がけ、対向車両等がない時はライトを上向きにし、歩行者の早期発見に心がけましょう。

歩行者の皆さんは、外出時に明るい色の服装を身につけ、反射材を活用する等、「自分の存在をアピール」しましょう。

鶴田小学校において、不審者訓練及び避難訓練を実施しました！！！！



←警察官が不審者役で学校を訪問している場面です。



生徒の皆さんに、講話を聞いていただきました。



交番広報つるた

鶴田交番
TEL 22-2539

特殊詐欺の被害をなくそう！！

○ 青森県内の特殊詐欺被害状況



令和6年9月12日現在の特殊詐欺の認知件数は62件、被害金額は約9,616万円となっています。

県内では、いわゆる「架空請求」が横行しており、身に覚えのないサービスや商品に対する支払義務が無い請求によって金銭を騙し取られています。

- ・ 電話や郵送、電子メールなどによって、全く存在しない請求がくる



など、犯人の口座にお金を振り込んでしまうという詐欺です。



おかしいと思ったらすぐ警察や身内の方に相談しましょう。

電話やメールによるお金の話は、一人に対応せず、警察や友人に相談してください！